31日未満の短期間で派遣就業を希望されるスタッフの皆さまへ

2012年の労働者派遣法の改正により、労働契約の期間が31日未満の短期間派遣(以下、日雇い派遣という)が原則禁止となりました。

ただし、以下いずれかの要件に該当する場合に限り「日雇い派遣の原則禁止の例外」として、31日未満の短期間であっても派遣就業が認められています。

■日雇い派遣の原則禁止の例外要件■

要件1	60歳以上であること	要件2	昼間学生であること
要件3	世帯収入が500万円以上かつ 主たる生計者以外であること	要件4	生業の年間収入が500万円以上である こと

上記にあてはまる方で、当社で短期間(31日未満)の派遣就業を希望される場合には以下の確認書類をご提示ください。

要件	確認書類	
要件1(60歳以上)	マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・パスポートなど	
要件2(学生)	学生証・在学証明書など	
要件3(世帯収入500万以上)	昨年度の年収を証明いただけるもの	
要件4(生業収入500万以上)	源泉徴収票・所得証明書・確定申告の控えなど	

やむを得ない事情により上記確認書類をご提示いただけない場合には、 裏面の「日雇い派遣の例外に関する確認・誓約書」に必要事項をご記入のうえ ご提出ください。

必要に応じて当社より確認書類のご提示をお願いする場合がございます。ご了承ください。



尚、派遣の業務内容が法の規定により例外認定されたものについては、上記例外要件を満たさない場合でも日雇い派遣として就業いただくことが可能です。

<日雇い派遣の原則禁止の例外要件>

- ●ソフトウェア開発
- ●機械設計
- ●事務用機器操作
- ●通訳、翻訳又は速記の業務
- ●秘書
- ●ファイリング

- ●調査
- ●財務
- ●取引文書作成
- ●デモンストレーション
- ●添乗
- ●受付、案内 (駐車場管理等を除く)

- ●研究開発
- ●事業の実施体制の企画・立案
- ●書籍等の制作・編集
- ●広告デザイン
- OAインストラクション
- ●セールスエンジニアの営業、 金融商品の営業

日雇い派遣の例外に関する確認・誓約書

私は、以下の要件に該当することを申告するとともに、確認書類の提出が困難なことから 確認書類の提出にかえて、本書にて申告事実に相違がないことを誓約いたします。

私は本書を提出する時点で60歳以上です。
私は昼間学生であり、以下のいずれにも該当しません。 ・学校を休学中である ・夜間部、定時制、通信制学校に在籍している ・会社の業務命令により、会社に在籍したまま大学・大学院等に通っている ・就職先が内定し、卒業前から就職内定先で働いている ・過程修了の要件に一定の出席日数を必要としない学校に在籍している
私の前年の本業での年間収入は500万円以上です。 副業として派遣就業を行うことを希望します。
私の収入を含めた前年の世帯収入は500万円以上です。 私はその主たる生計者ではありません。
 1生内窓について虚偽はございません

- ※申告内容に変更があった場合は、速やかに申告いたします。

年 月 日

ID:

※IDは契約書右上や「お渡しする書類について」などに記載しています。

氏名: